

法発〔2016〕27号

裁判職能の完全活用と財産権司法保護の強化に関する最高人民法院の意見

財産権制度は社会主義市場経済の基盤であり、財産権保護は社会主義の基本的な経済制度の徹底に欠かせない。党の第十八回全国代表大会以来、習近平総書記を核心とする党中央政府は財産権保護を非常に重視している。党の第十八回全国代表大会三中、四中、五中全会において、各種所有制経済財産権の合法的利益が国家から保護されるという理念が明確に提出され、公平を核心的原則とする財産権保護制度を改善し、財産権保護の法制化を推進するという概念が強調されている。2016年11月4日に、中共中央・国務院は「財産権保護制度の改善と財産権の法による保護に関する意見」を發布し、財産権保護制度の改善及び財産権保護法制化の推進に対して全面的な指示を出した。裁判の職能を完全に活用し、財産権の司法保護を着実に強化し、財産や資金を保有する民衆の安心感を向上させ、経済社会の健康的で持続可能な発展を促進するために、以下の提言を行なう。

一、財産権司法保護の基本的原則を徹底する

1. 平等な保護を徹底する。各種所有制経済の権利平等、機会平等、規則平等などを堅持し、各種財産権主体の訴訟地位と法律準拠を同列に論じ、公有制経済と非公有制経済下の財産権の不可侵を確保する。非公有制財産権に対する平等な保護を重視する。各種涉外案件を妥当に裁判し、国内外当事者の訴訟権利と実体権益を平等に保護する。

2. 全面的な保護を徹底する。財産権保護は物権、債権と持ち分の保護以外、知的財産権とその他無形財産権の保護も含む。刑事、民事、行政などの裁判と法執行を通じ、法により財産権の帰属を明確にし、財産権侵害の各種犯罪行為を制裁し、特に公権力により私有財産権を侵害する違法犯罪行為を取り締まる。

3. 法による保護を徹底する。各時期の経済発展情勢と政策に基づき、立法精神を的確に把握し、厳密且つ公正に司法を推進し、財産権保護関連の各種案件を善処する。案件裁判と司法調査研究を結び付け、社会主義市場経済法律制度を常に健全化し、財産権保護制度の改善を推進する。

二、財産権保護の司法的政策を正しく把握し、厳しく実行する

4. 法により財産権侵害の各種犯罪を取り締まり、各種所有制経済下の財産権を平等に保護する。国有や集団資産を横領、分割、安売りする犯罪行為を法により取り締まり、資産監督管理制度を常に健全化する。非公有財産の刑法保護に力を入れ、非公有制企業財産権と非公有制経済投資者、管理者、従業員の財産権益を侵害する犯罪行為を法により取り締まる。財産の不法占有、処置、破壊に対して、公共財産でも私的財産でも、法により速やかに追徴して被害者に返還し、或いは返還や賠償を命じる。

5. 企業経営の規範違反問題を客観的に扱い、罪状確定証拠が不足する場合、法により無罪を言い渡す。改革開放以来の各種企業、特に民営企業の経営規範性不足による問題に対して、沿革と発展の視点から客観的に扱い、罪刑法定主義、疑わしきは罰せず、新旧法の間に旧法と軽減を最優先にするといった原則を厳守し、法により善処する。法律と規定に

違反するが、犯罪に当たらず、或いは有罪と無罪の判断が不明な場合、無罪を言い渡す。生産、経営、融資活動における民営企業の経済行為に関して、法律と法規による明確な定めがある場合以外、犯罪扱いしない。

6. 経済紛争と刑事犯罪を厳しく区分し、経済紛争の犯罪扱いを必ず防止する。非公有制経済の特徴を十分に考え、刑事犯罪の認定基準を厳密に把握し、正当な融資と不法融資、契約紛争と契約詐欺、民営企業が国有企業の合併再編に参加する際の経済紛争及び国有資産の悪意横領の境界線を厳しく区分し、経済紛争の刑事犯罪扱いをしっかりと防止し、刑事手段による経済紛争への干渉をしっかりと防止する。各種経済紛争、特に民営企業と国有企業間の紛争に対して、実害の大きさに関わらず、法律に従い、様々な干渉を排除し、裁判の公平性を確保する。

7. 強制的措置及び差押、押収、凍結措置を法により慎重に採用し、企業の正常生産経営活動に与える悪影響を最低限におさえる。案件関連の企業と人員に対して、その行為の性質、加害程度及び訴訟への協力態度などを踏まえ、強制的措置及び差押、押収、凍結措置の採用を法により慎重に決定する。刑事裁判において、逮捕された被告人に対して、保釈と自宅監視の条件が整う場合、強制的措置を変更する。刑事、民事、行政裁判において、差押、押収、凍結などの措置を必要とする時に、法により企業閉鎖を命じる場合以外、できるだけ、企業に必要な流動資金と入送金口座を留保する。案件に関連しない財産の差押、押収と凍結は厳禁する。

8. 案件関連財産の処置を厳しく定め、法により案件関連企業と人員の合法的利益を保護する。違法所得と合法財産を厳しく区別し、裁判して違法所得として確定できない場合、追徴或いは返還賠償を命じてはならない。個人財産と企業法人財産を厳しく区別し、株主と企業経営管理者など自然人の犯罪を裁判する場合、企業法人財産と勝手に関係付けない。企業犯罪を裁判する際に、株主及び企業経営管理者の合法的な個人財産と勝手に関係付けない。案件関連者の個人財産と親族の財産を厳しく区別し、案件関連者の犯罪を裁判する際に、その親族の合法的な財産と関係付けない。公開、公正、規範化、効率化の原則に従い、案件関連財産の保管、鑑定、評価、競売、換金制度を常に改善する。

9. 行政協議案件を法により公正に裁判し、法制政府の構築と政務誠実信用の向上を促進する。商業誘致、政府と社会資本提携などの活動に起因する紛争に対して、履行不能の原因と違約責任を細やかに審査し、行政対象者の合法的利益を着実に保護する。政府が承諾に違反し、特に政府改選や管理層更迭などの理由で契約違反或いは解除する場合、断固として行政対象者の合理的要求を法によりサポートする。国家利益、公共利益或いはその他法定事由により政府の承諾を変更する場合、法により財産損失を補償することを言い渡す。

10. 法により財産没収と収用案件を公正に裁判し、没収と収用対象者の合法的利益を保護する。立法精神を正しく把握し、没収と収用の適用する公共利益の範囲を合理的に把握し、公共利益の拡大をしっかりと防止する。速やかで合理的な補償原則に従い、土地没収と家屋の立退補償基準が明らかに低い場合、様々な方式を併用して公平的・合理的な補償を行い、没収と収用対象者の合法的利益を十分に保護する。

11. 知的財産権関連違法犯罪を法により取り締まり、知的財産権保護を強化する。「司法

主導、厳密保護、分類施策、比例協調」の知的財産権司法保護の基本的政策に従い、保護に更なる力を入れ、知的財産権大国を目指す。法律訂正改正の関連活動に積極的に参与し、知的財産権侵害損害賠償制度の改善を推進する。適時に司法解釈と指導的判例を發布し、権利侵害証拠妨害の排除や当事者挙証責任の合理的配分などの措置を通じ、懲罰的賠償制度の適用を法により推進する。商標権侵害を法により裁判し、ブランド信用の保護を強化する。反不正競争紛争案件を法により裁判し、業界独占と市場分割を取り締まる。知的財産権犯罪を法により取り締まり、チェーン式や産業化した知的財産権犯罪を更に厳罰する。

12. 歴史的要素による財産権上告案件を法により処理し、過失是正の原則を厳守する。特別活動メカニズムを構築し、社会的に注目される財産権紛争上告案件の裁判と是正を急ぐ。重大財産処置にかかわる財産権紛争上告案件及び民営企業と投資者犯罪上告案件を法により分析し、事実の不明確、証拠の不足、準拠法の不当などが確認された誤審と冤罪案件に関して、法により是正し、当事者の損失を賠償する。司法責任制を着実に推進し、違法裁判が起こった場合、法により責任追及し、更に裁判管理を改善し、根源と制度から誤審と冤罪案件の発生を未然に防ぐ。

13. 裁判の執行効率を向上させ、訴訟遅延から企業生産に与える影響を着実に防止する。裁判期限の監督管理を強化し、裁判期限の延長、控除、中止などの審査許可を厳しく進め、裁判期限内の結審率を常に向上させ、「潜在的」な裁判期限超過問題を着実に解決する。長期未結審訴訟案件と長期未結審刑事案件の特別裁判活動を推進し、定期的通報と処理監督のメカニズムを構築する。複雑と簡易手続きの分流式裁判メカニズムを更に改善し、条件の整った案件に対して、法により簡易手続きと早期裁判手続きを採用する。法執行に力を入れ、法執行の速度を向上させ、適時且つ効果的に勝訴当事者の合法的権益を保護する。

三、財産権司法保護のメカニズム構築を強化する

14. 党の指導に従い、財産権保護協調活動メカニズムに積極的に参与する。財産権司法保護強化の各活動手配を積極的に党に報告し、党委員会の引率のもとで、人民代表大会、政府と司法機関が共同構築した財産権保護協調活動メカニズムに積極的に参与し、活動の合力を形成する。人民代表大会代表、政府協会委員と専門家や学者の意見と提言をこまめに聞き取り、工商業連合会や業界協会との交流を深め、財産権司法保護の各措置の実行を確保し、効果を上げるように努める。

15. 資源配置を最適化し、財産権保護関連案件の裁判の専門性と公信力を向上させる。法律適用の難しい財産権関連の民事刑事交差案件及び民事行政交差案件に対して、裁判資源を統合し、民事刑事と民事行政の総合合議制法廷を開き、法律関係を整理し、準拠法を明確にするよう確保する。北京、上海、広州の知識産権法院の模範と引率作用を十分に果たし、知的財産権の派出法廷構築を推進し、知的財産権上訴法院の模範と構築を行い、知的財産権裁判活動体制を改善する。知的財産の民事、行政、刑事案件裁判の「三審合一」を推進し、知的財産権司法保護の全体的効能を向上させる。北京、天津、河北の知的財産権技術類案件を集中的に管轄し、全国知的財産権案件の管轄を合理的に配置し、知的財産権の司法保護の水準を向上させる。

16. 司法調査研究を深化させ、財産権保護司法政策を常に改善する。情報技術と裁判業務のいっそうの融合を推進し、ビッグデータやクラウド・コンピューティングなどの情報技術を十分に活用し、財産権関連案件の裁判情勢を正しく検討、判断する。財産権関連の裁判執行における難解な問題の研究調査を深化させ、適時に司法裁判経験をまとめ、着実に財産権保護司法政策の研究を強化し、財産権司法保護の規則を整える。司法解釈の制定や指導的判例の発布などの形で、財産権関連案件の司法尺度や裁判基準を統一する。

17. 法制宣伝を強化し、財産権を保護する良好な社会的環境を整える。裁判文書のオンライン公開及び裁判オンライン生放送などの司法公開プラットフォームを通じ、案件裁判と結び付け、各種所有制経済の財産権を平等に保護する党と国家の方針、政策と法律法規を強力に宣伝し、平等な保護、全面的な保護、法による保護の理念を定着させ、公平、公正、透明、安定した法制環境を整える。法により財産権を効果的に保護できる良き方法、良き経験、良き判例をまとめて宣伝し、財産権を保護する良好な社会的環境を整える。

最高人民法院
2016年11月28日

出所：

2016年11月29日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-31771.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。